平成２９年（フ）第８４号
大阪市東成区東今里１丁目４番10号レオパレスメルベーユ緑橋　302号
債務者　河野亜梨紗
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２号
島根県出雲市小境町2002番地２　県営住宅小境団地22
債務者　三代　新吉
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時20分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市南栄町字空池100番地（５―101）
債務者　大羽　祥允
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１８９号
愛知県豊橋市牛川町字田ノ上14番地１－Ｂ
債務者　井上　大介
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１９１号
愛知県新城市字二本松16番地３　Ｓａｖｏｒｙ　ＳｑｕａｒｅⅡ103
債務者　稲葉　美沙
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１９５号
愛知県豊川市美和通２丁目47番地
債務者　柿崎　友希
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１９６号
愛知県豊川市桜ケ丘町５番地　コーポラス桜ヶ丘201号
債務者　武田　博
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２０１号
愛知県豊川市一宮町泉120番地
債務者　山本　昌昭
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３１号
熊本県山鹿市鹿本町津袋586番地１
債務者　社方　宝生
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
熊本県山鹿市中649番地　上妻ハイツ２号室
債務者　松本　亨
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
静岡市葵区平和１丁目２番15―306号、旧住所静岡市葵区秋山町21番12―２号
債務者　滝澤亜希子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６９号
東京都小平市小川東町1805番地都営小川東町アパート３―101
債務者　高橋　英一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６号
福岡県大牟田市明治町３丁目63番地１　コアマンション新栄町102号
破産者　竹下　信子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２９２号
神奈川県厚木市愛甲東２丁目３番８―305号、前住所神奈川県厚木市上依知1361番地６
破産者　浅井　治彦
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８４号
長野県松本市蟻ケ崎６丁目22番２号　レジデンススミヤマ101号
破産者　岩垂　良夫
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部